

## 福祉避難所の開設に関する協定書

旭 川 市

旭川トヨタ自動車株式会社

旭川トヨペット株式会社

トヨタカローラ旭川株式会社

トヨタカローラ道北株式会社

ネットトヨタ旭川株式会社

ネットトヨタたいせつ株式会社

株式会社トヨタレンタリース旭川

トヨタ L&F 旭川株式会社

トヨタモビリティパーツ株式会社北海道統括支社

北北海道ダイハツ販売株式会社

東京海上日動火災保険株式会社旭川支店

## 福祉避難所の開設に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と旭川トヨタ自動車株式会社、旭川トヨペット株式会社、トヨタカローラ旭川株式会社、トヨタカローラ道北株式会社、ネットトヨタ旭川株式会社、ネットトヨタたいせつ株式会社、株式会社トヨタレンタリース旭川、トヨタL&F旭川株式会社、トヨタモビリティパーツ株式会社北海道統括支社及び北北海道ダイハツ販売株式会社（以下「乙」という。）、並びに東京海上日動火災保険株式会社旭川支店（以下「丙」という。）とは、災害時における福祉避難所開設に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、旭川市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号で定める者（以下「要配慮者」という。）への避難支援について、甲が乙及び丙に対して福祉避難所の開設に関する協力を要請し、乙が可能な範囲で応じること及びその場合の手続を定めるものとする。

### （対象者）

第2条 この協定における避難支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、社会福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至っていない要配慮者であって、避難所での集団生活等が困難な者をいう。また、対象者は、家族又は支援者等の付き添いがある者とし、介護等の人材派遣を必要としない者とする。

### （要請）

第3条 甲は、災害時において、前条に定める対象者の存在を把握した場合は、丙に対し当該対象者の受入れを要請し、丙は乙と施設の開設について調整するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲が乙に直接要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

3 乙は、対象者を受入れる場合、可能な範囲で飲料水及び食料等の提供に協力するものとする。

(利用する施設)

第4条 福祉避難所として利用する施設は、乙が所有する次の施設とする。

所在地 旭川市4条通2丁目

施設名 旭川トヨタ自動車株式会社 本社旭川店

所在地 旭川市神居8条1丁目1番27号

施設名 旭川トヨペット株式会社 本社神居店

所在地 旭川市神居8条1丁目1番32号

施設名 ネットトヨタたいせつ株式会社 ゼウス神居店

(手続)

第5条 甲が、第3条第1項の要請を行う場合は、要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(対象者の移送)

第6条 第3条第1項の要請により、乙が福祉避難所を開設した場合、対象者の避難支援及び他の避難所からの移送については、当該対象者の家族又は支援者等が行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、甲が行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(支援)

第7条 甲は、福祉避難所と災害対策本部等との連絡調整を行い、福祉避難所を開設した乙の管理運営を阻害することがないように、必要な支援を行う。

2 乙は、対象者の支援については管理運営に支障のない範囲で協力するものとする。

3 丙は、甲と乙を仲介する連絡等、必要に応じて調整を行うものとする。

(費用の負担)

第8条 福祉避難所としての使用に伴い発生した経費は、甲の負担とする。

2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲及び乙が協議の上決定す

るものとする。

(開設期間)

第9条 第3条第1項の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、延長が必要な場合は、甲及び乙が協議の上、延長することができるものとする。

(閉鎖)

第10条 甲は、福祉避難所を閉鎖する場合は、福祉避難所閉鎖通知書（様式第2号）により乙に通知する。

(連絡責任者)

第11条 甲、乙及び丙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相互に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(守秘義務)

第12条 乙及び丙は、福祉避難所の開設を行うことにより知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の2か月前までに甲、乙又は丙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書12通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 3年 2月10日

(甲) 旭川市

旭川市長 西川 将人

(乙) 旭川市4条通2丁目

旭川トヨタ自動車株式会社 代表取締役社長 西川 弘二

旭川市神居8条1丁目1番27号

旭川トヨペット株式会社 代表取締役社長 遠藤 穰

旭川市忠和5条8丁目2番11号

トヨタカローラ旭川株式会社 代表取締役社長 五十嵐 敏文

旭川市大雪通7丁目506番地

トヨタカローラ道北株式会社 代表取締役社長 千葉 孝三

旭川市忠和8条6丁目1番5号

ネットトヨタ旭川株式会社 代表取締役社長 竹川 秀幸

旭川市永山3条12丁目1番7号

ネットトヨタたいせつ株式会社 代表取締役社長 渡邊 智

旭川市東鷹栖4線10号

株式会社トヨタレンタリース旭川 代表取締役社長 浅田 勝広

旭川市神楽岡14条8丁目1番10号

トヨタL&F旭川株式会社 代表取締役社長 久末 司

札幌市豊平区西岡4条1丁目13番50号

トヨタモビリティパーツ株式会社 北海道統括支社長 杉浦 右一

旭川市永山2条3丁目1番20号

北北海道ダイハツ販売株式会社 代表取締役社長 藤富 泰弘

(丙) 旭川市6条通7丁目30番地の13

東京海上日動火災保険株式会社 旭川支店長 小川 将希

(様式第1号)

年 月 日

# 要 請 書

様

旭 川 市 長

福祉避難所の開設に関する協定第3条第1項により、次のとおり協力を要請します。

開設日時	年 月 日 時 分から
所在地	旭川市
施設名	
備考	
連絡先	部 課 担当 電話

(様式第 2 号)

年 月 日

## 福祉避難所閉鎖通知書

様

旭 川 市 長

福祉避難所の開設に関する協定第 10 条により、次のとおり福祉避難所の閉鎖を通知します。

閉鎖日時	年 月 日 時 分
所在地	旭川市
施設名	
備考	
連絡先	部 課 担当 電話